

所管課室等	森林整備課
許認可等の名称	保安林内の立木伐採申請に係る伐採の面積又は数量を縮減しての許可
法令の定め	森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号) 第 34 条第 1 項, 4 項 森林法施行令 (抄) (昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号) 第 4 条の 3 第 1 項, 第 2 項 森林法施行規則 (抄) (昭和 26 年 8 月 1 日 省令第 54 号) 第 64 条

## 審査基準の内容

## ◇森林法

第 34 条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。

4 都道府県知事は、第 1 項の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が 2 以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

## ◇森林法施行令

第 4 条の 3 法第 34 条第 4 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 同一の単位とされる保安林等の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、おおむね、次により、その申請に係る伐採の面積を当該同一の単位とされる保安林等につき前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度まで縮減する。

イ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度（当該森林につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその年伐面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。以下この号において同じ。）を超えないものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、縮減しない。

ロ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度（当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積）まで縮減する。

ハ ロの場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、ロの規定による伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、ロの規定にかかわらず、その達するまでの部分の面積をロの規定による伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積（当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部）を当該申請につきロの規定による伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。

二 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施業要件として別表第二の第 2 号(一)ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、当該箇所に係る当該一箇所当たりの面積の限度たる面積（当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一箇所当たりの面積の限度たる

面積から差し引いて得た面積。次号において同じ。)を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。

◇森林法施行規則

第 64 条 令第 4 条の 3 第 2 項の規定による年伐面積の限度の算出は、当該森林所有者が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林のうち指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第二の第 2 号 (一) イに規定する伐期齢に相当する数で除してするものとする。

◇森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について

(平成 12 年 4 月 27 日 12 林野治第 790 号)

第 4 保安林における制限

1 立木の伐採の許可

(5) 縮減

ア 皆伐による立木の伐採の許可申請 (2 月 1 日の公表に係るものを除く。)について、令第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により縮減するに当たり、令第 4 条の 2 第 4 項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の年伐面積とみなして計算するものとする。

イ 令第 4 条の 3 第 1 項第 4 号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

(ア) 当該箇所に係る申請が 1 である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

(イ) 当該箇所に係る申請が 2 以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

◇保安林及び保安施設地区の指定，解除等の取扱いについて

(昭和 45 年 6 月 2 日 45 林野治第 921 号)

第 4 保安林における制限について

9 縮減

※上記「処理基準」と同様の内容のため，省略

添付資料等